

令和8年度「九州ふっこう応援割ふくおかキャンペーン」よくあるご質問（事業者向け）

| No. | 区分   | 質問                       | 回答                                                                                      |
|-----|------|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 制度全般 | キャンペーンの目的を教えてください。       | 令和八年熊本地震により深刻な影響を受けた九州地方の風評被害を払拭し、旅行需要を早期に回復・喚起することで、観光再生を図ることを目的としています。                |
| 2   | 制度全般 | キャンペーンの名称を教えてください。       | 「九州ふっこう応援割ふくおかキャンペーン」です。                                                                |
| 3   | 制度全般 | 割引適用期間はいつですか？            | 2026年10月1日（木）から2026年12月15日（火）宿泊分までです。2026年12月16日（水）チェックアウト分までが対象です。                     |
| 4   | 制度全般 | 対象商品の予約受付開始日はいつですか？      | 2026年9月24日（木）です。同日以降に予約された対象商品が対象です。                                                    |
| 5   | 制度全般 | 予約受付開始日前の既存予約は対象ですか？     | 対象外です。対象商品予約受付開始日である2026年9月24日（木）以降に予約された商品が対象です。開始日前の予約に、開始日以降にクーポン等を付与した場合も対象外です。     |
| 6   | 制度全般 | 適用除外日はありますか？             | 適用除外日はありません。土曜日、日曜日、祝日の宿泊も適用可能です。                                                       |
| 7   | 制度全般 | 期間中であれば必ず利用できますか？        | 予算上限に達し次第、キャンペーンは終了します。                                                                 |
| 8   | 制度全般 | 利用回数や連泊数に制限はありますか？       | 利用回数および連泊数の制限はありません。ただし、割引上限は泊数単位ではなく、1旅行予約・1人当たりで判定します。                                |
| 9   | 制度全般 | 国内旅行者だけが対象ですか？           | 国内旅行者と訪日旅行者が対象です。                                                                       |
| 10  | 制度全般 | 子どもや幼児も人数に含められますか？       | 子どもや幼児も1名として数えることができます。宿泊事業者の直接販売では、無料の幼児等も宿泊合計人数に含めて上限額を算出します。                         |
| 11  | 制度全般 | ビジネス目的の旅行は対象ですか？         | 対象外です。                                                                                  |
| 12  | 制度全般 | 日帰り利用やデiyユースは対象ですか？      | 対象外です。宿泊料が発生しない日帰り利用や、利用開始日と終了日が同日のデiyユースは対象になりません。                                     |
| 13  | 制度全般 | キャンセルされた旅行は対象ですか？        | 対象外です。補助金は実際に宿泊・旅行が行われた商品に限られ、取消された旅行には申請できません。                                         |
| 14  | 制度全般 | 旅行日程が短縮された場合はどうなりますか？    | 適正な精算を行い、変更後の旅行が引き続き対象条件を満たす場合は、変更後の旅行代金を基に販売補助額を再計算して申請できます。                           |
| 15  | 制度全般 | 旅行券や将来利用できる旅行の権利は対象ですか？  | 対象外です。旅行者や旅行日が確定していない旅行クーポン券、ふるさと納税返礼品、クラウドファンディングのリターン等は対象になりません。                      |
| 16  | 制度全般 | 対象外期間を含む旅行商品は対象ですか？      | 旅行契約に定められた旅行期間に対象期間外の日程が含まれる旅行商品は、旅行全体が対象外です。                                           |
| 17  | 制度全般 | 九州地方以外での宿泊を含む旅行商品は対象ですか？ | 対象外です。旅行期間に九州地方以外の宿泊地が含まれる場合、九州地方の宿泊分を含め旅行全体が対象外です。宿泊を伴わない立ち寄り先として九州地方以外を含む場合は対象となり得ます。 |
| 18  | 制度全般 | 他の補助金と併用できますか？           | 国または地方公共団体の他の補助金等との合計額が販売価格を超える場合、超える部分は対象外です。                                          |
| 19  | 制度全般 | 旅行者の個人情報を事務局へ提出しますか？     | 福岡県および事務局は、旅行者を特定できる個人情報を取得しないことを原則としています。宿泊実績確認資料を提出する場合は、氏名、住所、電話番号等をマスキングしてください。     |

**令和8年度「九州ふっこう応援割ふくおかキャンペーン」よくあるご質問（事業者向け）**

| No. | 区分      | 質問                                | 回答                                                                        |
|-----|---------|-----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 20  | 宿泊事業者向け | 宿直割引の対象となる宿泊施設はどこですか？             | 本キャンペーンの取扱宿泊施設として登録された、福岡県内に所在する宿泊施設です。                                   |
| 21  | 宿泊事業者向け | 宿直割引の対象となる予約方法は何ですか？              | 対象宿泊施設の公式ウェブサイトまたは電話で、宿泊施設へ直接予約された宿泊が対象です。                                |
| 22  | 宿泊事業者向け | OTAや旅行会社経由の予約に宿直割引を適用できますか？       | できません。宿泊施設公式サイト以外の予約サイト（OTA等）や、旅行事業者経由の旅行商品に含まれる宿泊は、宿直割引の対象外です。           |
| 23  | 宿泊事業者向け | 宿直割引の割引率と上限額を教えてください。             | 宿泊費等の総額の50%です。上限額は1旅行・1人当たり20,000円です。                                     |
| 24  | 宿泊事業者向け | 宿直割引の上限額は1泊ごとに適用されますか？            | いいえ。1泊1人当たりではなく、1旅行予約1人当たりの上限です。泊数にかかわらず、1人当たりの上限額は20,000円です。             |
| 25  | 宿泊事業者向け | 宿泊事業者がキャンペーンに参加するには登録が必要ですか？      | 必要です。登録条件を満たし、事務局へ登録申請を行う必要があります。                                         |
| 26  | 宿泊事業者向け | 宿泊事業者の登録申請はどのように行いますか？            | 事務局指定のシステム（AMARYS）で申請します。                                                 |
| 27  | 宿泊事業者向け | 宿泊事業者の登録申請期間はいつですか？               | 2026年9月18日（金）から2026年12月15日（火）までです。ただし、申請時点で助成予算が終了している場合は受け付けられないことがあります。 |
| 28  | 宿泊事業者向け | 宿泊事業者の登録申請に必要な書類は何ですか？            | 登録申請書、営業許可証等の必要な許可を証する書類、取扱宿泊事業者同意確認書、暴力団排除の誓約書、口座情報、口座情報を確認できる書類が必要です。   |
| 29  | 宿泊事業者向け | 口座情報を確認できる書類には何がありますか？            | 通帳の写し、口座証明書等です。                                                           |
| 30  | 宿泊事業者向け | チェックイン時に必要な対応はありますか？              | 宿泊者への誓約・割引適用条件の説明、宿泊者名簿の確実な管理、利用証明書への旅行者代表者の署名等の対応が必要です。                  |
| 31  | 宿泊事業者向け | 利用証明書は誰が署名しますか？                   | 旅行者の代表者が旅行当日に署名等を行います。                                                    |
| 32  | 宿泊事業者向け | 利用証明書は事務局へ提出しますか？                 | 通常は宿泊施設で保管します。ただし、事務局等から追加書類として提出を求められた場合は応じる必要があります。                     |
| 33  | 宿泊事業者向け | 利用証明書の保存期間は何年ですか？                 | 5年間です。                                                                    |
| 34  | 宿泊事業者向け | 利用者の意思を確認せずに割引を適用してもよいですか？        | できません。本キャンペーンを利用する意思を示していない利用者へ、無断で割引を適用してはいけません。                         |
| 35  | 宿泊事業者向け | 従業員が割引クーポン等を事前取得して宿泊予約を募ってもよいですか？ | できません。宿泊事業者自身や従業員が割引クーポン等を事前に取得したうえで、宿泊予約を募ることは禁止されています。                  |
| 36  | 宿泊事業者向け | 精算はどのように行いますか？                    | 事務局が指定する精算システムを使用します。                                                     |
| 37  | 宿泊事業者向け | 精算はどのくらいの頻度で行いますか？                | 原則、月に2回程度です。詳細な精算スケジュールはマニュアル等で通知されます。                                    |
| 38  | 宿泊事業者向け | 補助金はどのように支払われますか？                 | 事業者が指定する金融機関口座への振込です。振込費用は本事業が負担します。                                      |
| 39  | 宿泊事業者向け | 宿泊料金をキャンペーンに合わせて引き上げてよいですか？       | できません。本キャンペーンによる支援を理由に宿泊料金等を不当に引き上げるなど、事業趣旨に反する行為は禁止されています。               |
| 40  | 宿泊事業者向け | 精算帳票の保存期間は何年ですか？                  | 5年間です。個人情報、システムID、精算帳票類を適切に管理する必要があります。                                   |

**令和8年度「九州ふっこう応援割ふくおかキャンペーン」よくあるご質問（事業者向け）**

| No. | 区分      | 質問                           | 回答                                                                                             |
|-----|---------|------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 41  | 旅行事業者向け | 対象となる旅行事業者を教えてください。          | 第1種、第2種、第3種、地域限定旅行業、旅行業者代理業、観光圏内限定旅行業者代理業のいずれかの登録等を受け、参画事業者として指定された事業者です。                      |
| 42  | 旅行事業者向け | 旅行サービス手配業や住宅宿泊仲介業は対象ですか？     | 対象外です。                                                                                         |
| 43  | 旅行事業者向け | 旅行事業者が参画する際、福岡県内の事業所は必要ですか？  | 取扱要領では、参画登録時点で福岡県内に事業所を有することが登録要件とされています。                                                      |
| 44  | 旅行事業者向け | 旅行事業者向けの対象商品を教えてください。        | 福岡県の参画登録済み宿泊施設が提供する宿泊サービス単体商品、宿泊を伴う募集型企画旅行、受注型企画旅行、手配旅行、交通付き旅行商品、福岡県の宿泊を含む周遊型旅行商品が対象です。        |
| 45  | 旅行事業者向け | 登録されていない宿泊施設を含む旅行商品は対象ですか？   | 対象外です。旅行商品に含まれる宿泊は、本事業へ参画登録されている宿泊施設で提供される必要があります。                                             |
| 46  | 旅行事業者向け | 福岡県の旅行商品の補助率を教えてください。        | 旅行代金等の総額の50%です。                                                                                |
| 47  | 旅行事業者向け | 熊本県・鹿児島県を含む商品の補助率を教えてください。   | 熊本県・鹿児島県での宿泊、および熊本県または鹿児島県の宿泊を含む周遊型旅行商品は、旅行代金総額の60%です。                                         |
| 48  | 旅行事業者向け | 旅行商品の補助上限額を教えてください。          | 1旅行商品1人当たり、宿泊サービス単体商品は20,000円、交通付き1泊商品は20,000円、交通付き2泊以上の商品は30,000円、宿泊地が2県以上の周遊型旅行商品は35,000円です。 |
| 49  | 旅行事業者向け | 補助額は旅行者全員の合計額から計算できますか？      | はい。旅行者全員の補助対象旅行代金合計に補助率を乗じ、商品区分ごとの1人当たり上限額に人数を乗じた額と比較し、低い額を販売補助額とします。                          |
| 50  | 旅行事業者向け | 旅行者ごとに補助額を計算してもよいですか？        | 旅行者全員の合計額による算出が難しい場合は、旅行者個別の補助対象旅行代金合計を基準に算出することも可能です。算出方法によって補助額に差が生じる場合があります。                |
| 51  | 旅行事業者向け | 補助額の端数はどのように処理しますか？          | 1円単位を基本とします。旅行事業者の業務上の都合など合理的な理由がある場合に限り、100円未満までの切り捨てが認められます。                                 |
| 52  | 旅行事業者向け | 周遊型旅行商品とは何ですか？               | 1つの旅行商品の中で宿泊地が2県以上となる旅行商品です。                                                                   |
| 53  | 旅行事業者向け | 複数県を周遊する場合、県ごとに旅行代金を分けますか？   | 旅行商品全体の補助対象旅行代金合計と販売補助額を算出し、販売補助額を県ごとの泊数に応じて按分して、それぞれの県へ申請します。端数が生じる場合は初泊の県へ割り当てます。            |
| 54  | 旅行事業者向け | 交通付き旅行商品の「交通」は何を指しますか？       | 旅行事業者が出発前までに手配し、旅行代金が確定している運送サービスです。鉄道、バス、船舶、航空機、タクシー等が該当します。                                  |
| 55  | 旅行事業者向け | レンタカーや自家用車は交通付き商品の交通に該当しますか？ | 該当しません。レンタカーや自家用車は、交通付き商品の判断に用いる運送サービスには含まれません。                                                |
| 56  | 旅行事業者向け | 無料送迎や従業員専用の送迎は交通に該当しますか？     | 該当しません。無料送迎や、スクールバス・従業員専用送迎など特定利用者のみに提供されるものは対象となる運送サービスではありません。                               |
| 57  | 旅行事業者向け | 旅行商品に食事や体験を含められますか？          | 旅行目的地に相応しく、旅行者自身が旅行期間中に利用し、出発前までに手配・旅行代金が確定しているなどの条件を満たす場合は含められます。                             |
| 58  | 旅行事業者向け | 金券類を含む旅行商品は対象ですか？            | 原則として旅行全体が対象外です。ただし、使途が券面に記録され、具体的に特定され、旅行目的地内かつ旅行期間内でのみ利用できるなど、定められた条件を全て満たすものは含められる場合があります。  |
| 59  | 旅行事業者向け | 宿泊税・入湯税は対象ですか？               | 対象外です。                                                                                         |
| 60  | 旅行事業者向け | ライセンスや資格取得費用は対象ですか？          | 対象外です。資格取得を目的とする旅行商品も対象外です。                                                                    |
| 61  | 旅行事業者向け | 旅行者へ案内すべき事項は何ですか？            | 旅行商品に関連する福岡県の規程を出発までに旅行者自身で確認すること、および旅行当日に利用証明書への署名等が必要であることを案内してください。                         |
| 62  | 旅行事業者向け | 宿泊施設へ通知すべき事項は何ですか？           | 旅行当日までに、当該予約が本事業の補助対象であることと、補助対象人数を宿泊施設へ通知してください。                                              |
| 63  | 旅行事業者向け | 旅行事業者が保存する書類は何ですか？           | 旅行代金の請求から入金までを証明できる書類、契約内容を証明できる書類、予約番号・割引額・割引後支払額・利用宿泊施設・宿泊人数を確認できる資料等です。                     |

令和8年度「九州ふっこう応援割ふくおかキャンペーン」よくあるご質問（事業者向け）

| No. | 区分      | 質問                                     | 回答                                                                         |
|-----|---------|----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 64  | 旅行事業者向け | 旅行事業者の書類保存期間は何年ですか？                    | 事業終了年度の翌年度から5年間です。                                                         |
| 65  | 旅行事業者向け | 事務局から追加資料を求められることはありますか？               | あります。宿泊証明書、領収証、宿泊実績や補助金算定根拠を示す資料等の提出を求められる場合があります。                         |
| 66  | 旅行事業者向け | 監査や実地調査への協力は必要ですか？                     | 必要です。正当な理由なく資料を提出しない場合や、調査を拒否・妨害・忌避した場合は、対象外、交付決定の取消し、補助金返還となる場合があります。     |
| 67  | 旅行事業者向け | 旅行者への販売時に表示すべき内容は何か？                   | 国の補助事業であること、本来の価格、補助適用後の価格を明示してください。                                       |
| 68  | 旅行事業者向け | 取消料は補助適用後の支払額を基準に計算しますか？               | 本事業の販売補助金は旅行代金を減額するものではありません。取消料は各旅行事業者の約款等に沿って取り扱い、販売補助金として申請することはできません。  |
| 69  | 旅行事業者向け | 対象期間の最終日にチェックインし、対象期間終了後も連泊する旅行は対象ですか？ | 対象外です。旅行契約に定められた旅行期間の中に対象期間外の日程が含まれる旅行商品は、旅行全体が対象外です。                      |
| 70  | 旅行事業者向け | 旅行期間中に九州地方以外へ立ち寄る場合は対象外ですか？            | 宿泊を伴わない立ち寄りであれば対象となり得ます。ただし、九州地方以外での宿泊が含まれる場合は旅行全体が対象外です。                  |
| 71  | 旅行事業者向け | 旅行の一部を意図的に利用しないことを前提とした商品は対象ですか？       | 対象外です。宿泊を放棄することや、行程の全部または一部に参加しないことを前提とする旅行は対象になりません。                      |
| 72  | 旅行事業者向け | ノーショーでも旅行代金を全額受領していれば申請できますか？          | 申請できません。旅行代金を全額受領していても、実際の参加や宿泊がない旅行は対象外です。                                |
| 73  | 旅行事業者向け | 旅行者数を実際より多く申請することはできますか？               | できません。参加人数の水増しや架空の参加者による申請は不正な申請に該当します。                                    |
| 74  | 旅行事業者向け | キャンペーンの補助分を見込んで旅行代金を引き上げてもよいですか？       | できません。補助分をあらかじめ上乗せするなど、本来の価格を不当に設定することは禁止されています。                           |
| 75  | 旅行事業者向け | 自社クーポンを併用する場合、補助額はどの金額から計算しますか？        | 価格決定権を持つ事業者が自らの補助対象商品に割引クーポンを適用する場合は、クーポン適用後の価格を基準に販売補助額を計算します。            |
| 76  | 旅行事業者向け | 自社の補助対象商品だけにポイントを付与できますか？              | できません。価格決定権を持つ事業者が、自らの補助対象商品に限定してポイントを付与することは禁止されています。                     |
| 77  | 旅行事業者向け | 通常から全会員へ付与しているポイントも禁止されますか？            | 本事業開始前から恒常的に顧客販促で適用しているものや、広くすべての会員に適用されるもの、第三者原資によるものの付与は妨げられません。         |
| 78  | 旅行事業者向け | 館内利用券を旅行商品に含めることはできますか？                | 一定の条件を満たす場合は可能です。使途が記録され、具体的に特定または限定され、旅行目的地内かつ旅行期間内でのみ利用できることなどがが必要です。    |
| 79  | 旅行事業者向け | 普通乗車券や普通航空券を旅行商品に含められますか？              | 旅行事業者による適切な管理が行われる場合は対象に含めることができます。利用を証明する書類等の保存が必要です。                     |
| 80  | 旅行事業者向け | 旅行者が現地で追加注文した食事や飲み物は対象ですか？             | 対象外です。出発前までに旅行事業者が手配し、旅行代金に含まれている物品やサービスが対象です。                             |
| 81  | 旅行事業者向け | 旅行者が現地で自ら手配したタクシーは対象ですか？               | 対象外です。旅行事業者が出発前までに手配し、旅行代金が確定しているものが対象です。                                  |
| 82  | 旅行事業者向け | 片道だけの交通利用でも交通付き旅行商品になりますか？             | なります。旅行期間中に条件を満たす運送サービスが含まれていれば、片道利用や旅行途中の利用でも交通付き旅行商品となります。               |
| 83  | 旅行事業者向け | 交通の到着地と宿泊地が異なる場合でも交通付き旅行商品になりますか？      | 旅行期間中に条件を満たす運送サービスが含まれていれば対象となり得ます。運送サービスの到着地と宿泊地が同一であることは基準資料上の条件ではありません。 |
| 84  | 旅行事業者向け | 遊覧飛行は交通付き旅行商品の交通に含まれますか？               | 含まれません。航空機による移動は対象ですが、遊覧飛行は対象外です。                                          |

令和8年度「九州ふっこう応援割ふくおかキャンペーン」よくあるご質問（事業者向け）

| No. | 区分      | 質問                               | 回答                                                                           |
|-----|---------|----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 85  | 旅行事業者向け | 遊覧船は交通付き旅行商品の交通に含まれますか？          | 含まれません。人の運送を行う船舶は対象ですが、遊覧船は対象外です。                                            |
| 86  | 旅行事業者向け | 発着地が同じ定期観光バスは交通付き旅行商品の交通に含まれますか？ | 含まれません。発着地同一型の定期観光バスは対象外です。                                                  |
| 87  | 旅行事業者向け | レンタカー代を旅行商品に含めることはできますか？         | 旅行サービスとして旅行代金に含めることはできますが、交通付き旅行商品の判定に用いる運送サービスには該当しません。                     |
| 88  | 旅行事業者向け | 添乗員やガイドの同行費用は旅行代金に含められますか？       | 含めることができます。                                                                  |
| 89  | 旅行事業者向け | 受注型企画旅行の企画料金や手配旅行の取扱料金は対象ですか？    | 旅行計画作成に係る企画料金および旅行業務取扱料金は、旅行商品に含めることができます。                                   |
| 90  | 旅行事業者向け | 宴会コンパニオン代を含む旅行商品は対象ですか？          | 宴会コンパニオン代は対象外です。ただし、その代金を明確に区分できる場合は、総旅行代金から除いた額が対象となり得ます。                   |
| 91  | 旅行事業者向け | お布施や賽銭を旅行商品に含められますか？             | 含められません。実質的な喜捨金や寄附に該当するものは対象外です。拝観料は対象となります。                                 |
| 92  | 旅行事業者向け | 配宿を伴う特定大会への参加旅行は対象ですか？           | 対象外となる場合があります。配宿センターが宿泊施設を割り当てる特定大会について、選手、監督、コーチ、スタッフ等の出場・補佐を目的とする旅行は対象外です。 |
| 93  | 旅行事業者向け | 補助金適用済みの商品を別の補助対象旅行商品に組み込めますか？   | できません。同一の商品に補助を重ねて適用することはできません。                                              |
| 94  | 旅行事業者向け | 保存書類を提出しない場合はどうなりますか？            | 正当な理由なく求められた資料を提出しない場合、当該案件が補助対象外となることがあります。                                 |
| 95  | 旅行事業者向け | 申請内容が不適切だった場合、交付済みの補助金はどうなりますか？  | 交付決定が取り消され、補助金の返還を求められる場合があります。                                              |
| 96  | 宿泊事業者向け | OTAや旅行事業者経由の予約でも利用証明書は必要ですか？     | 必要です。旅行当日に旅行者代表者の署名等を受け、利用証明書を保管してください。                                      |
| 97  | 宿泊事業者向け | 利用証明書に適切な署名等がない場合はどうなりますか？       | 宿泊施設で適切に署名等が行われない場合、補助対象外となることがあります。                                         |
| 98  | 宿泊事業者向け | 事務局から宿泊証明書や領収証の提出を求められることはありますか？ | あります。助成金の審査や運用確認のため、宿泊証明書、領収証等の追加書類の提出を求められる場合があります。                         |